

長崎県指定特定施設入居者生活介護事業所の設置等に係る  
事前協議事務取扱要綱

## 第1 目的

介護保険法（以下「法」という。）に基づき知事が指定する特定施設入居者生活介護事業所について、当該事業の企画にかかる施設整備計画段階から県及び介護保険の保険者（以下「保険者」という。）並びに市町が連携を図りながら計画的な整備を図るとともに、事業所が提供するサービスの質の確保・向上を図るために行う事前協議等に必要な事項を定める。

## 第2 定義

- (1) 特定施設入居者生活介護事業所とは、法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業所をいう。
- (2) 指定とは、法第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づく知事の指定をいう。
- (3) 定員増加変更とは、法75条及び法第115条の5の規定に基づく変更届の対象となる事由のうち、利用定員の増加をいう。
- (4) 指定特定施設入居者生活介護事業者（以下「事業者」という。）とは、指定を受けて特定施設入居者生活介護事業所を設置運営する者（設置・運営しようとする者を含む。）等をいう。
- (5) 介護保険事業計画とは、法第117条の規定に基づき策定した計画をいう。
- (6) 介護保険事業支援計画とは、法第118条の規定に基づき策定した計画をいう。
- (7) 広域保険者とは、複数の市町により構成されている保険者をいう。

## 第3 事前協議の対象

この要綱は、特定施設入居者生活介護事業について法第70条及び法第115条の2の規定に基づく指定申請（以下「指定申請」という。）及び定員増加変更を対象とする。

ただし、県の老人福祉計画に従い、県等の審議会に諮り補助事業として採択した老人福祉施設については、この要綱の対象としない。

## 第4 事前協議等の手続

### (1) 事前相談

事業所の設置、又は、増設を計画している者（以下「設置希望者」という。）は、本要綱の事前協議を円滑に進めるため、事業の企画段階から設置予定地の保険者へ事前に相談を行うものとする。

### (2) 事前協議申出書の提出

設置希望者は「指定特定施設入居者生活介護事業所設置等に係る事前協議申出書（様式1）」（以下「申出書」という。）に必要な書類を添付して、保険者に正副2部（保険者が広域保険者の場合については3部）提出するものとする。

### (3) 事前協議

保険者は、設置希望者から申出書が提出されたときは、県長寿社会課（広域保険者の場合は関係市町を含む。）へ副本を送付するとともに、以下の事項について設置希望者と協議を行う。

ア、介護保険事業計画との関係から勘案した事業所設置の妥当性

イ、事業所の立地場所の妥当性

ウ、設置希望者の事業所の運営計画の妥当性

エ、その他保険者が必要と認める事項

なお、広域保険者が協議を行う際には、当該事業所の設置予定地の市町長と連携を図るものとし、当該市町長は、これに協力するものとする。

又、保険者は、必要に応じ設置希望者に対して、計画の内容の変更を求めることができる。

### (4) 事前協議結果についての通知及び報告

保険者は、設置希望者に「指定特定施設入居者生活介護事業所設置等に係る事前協議結果通知書」（様式2）（以下「通知書」という。）により協議結果を通知するとともに、県長寿社会課あて「指定特定施設入居者生活介護事業所設置当に係る事前協議報告書」（様式3）により報告するものとする。

## 第5 指定にあたっての取扱について

(1) 設置希望者は指定申請、若しくは定員増加の変更の届出を行う際は、通知書の写しを添付するものとする

(2) 県は、前項の申請書又は、届出書に通知書の写しが添付されていないときは、申請・届出の受付は行わない。

(3) 県は、第1項の通知書の写し及び申請書・届出書の内容から、事前協議に問題等があると判断した場合は、当該設置希望者に対して、再度、保険者との協議を指示する。保険者は、設置希望者から再度の協議の申し出があったときは、協議を行い、その結果を県長寿社会課へ報告するものとする。

## 第6 関係機関との連携

県及び保険者並びに広域保険者の構成市町は、特定施設入居者生活介護事業所の整備に関し緊密な連携を図りながら進めるものとする。

## 第7 その他

(1) この要綱は、有料老人ホーム等の既設施設について、特定施設入居者生活介護の

指定を受けようとする場合についても適用するものとする。

- (2) 有料老人ホームについて、この要綱に基づく事前協議を行う場合についても、長崎県有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 15 年8月1日施行）「1 基本的事項（4）」の規定による県と事業予定者との事前協議は別途行うものとする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年3月1日から施行する。  
ただし、平成 17 年2月 28 日までに指定申請があったものについては、県と保険者が個別に協議し処理するものとする。
- 2 改正後の要綱は、平成 18 年4月1日から施行する。
- 3 改正後の要綱は、平成 21 年 10 月 28 日から施行する。